

「キッチンカー（移動販売を含む）による飲食品販売サービス出店規約

本規約は、株式会社なかさと（以下「当社」という。）が管理・運営する清津峡渓谷トンネルのエントランス施設（「Tunnel of light」マ・ヤンソン/MAD アーキテクツ）テラススペースにおいてキッチンカー移動販売を含む（以下「キッチンカー」という）の出店を希望する企業（団体または個人）、会社（以下「申込者」という。）の出店に係る遵守する事項を定めたものであり、申込者及び出店者は本規約を十分に確認し、同意するものとする。

1. 出店条件

- ① 出店エリアは、上信越高原国立公園に位置しております。下記のルール・マナーを遵守ください。
遵守できない場合、出店を取りやめていただきます。

◆ルールとマナー

- ・動植物の採取、石を持ち帰らないで下さい。生態系のバランス崩壊だけでなく、次に訪れる方が、見られなくなってしまいます。
- ・植生の破壊、野生動物の誘因、山火事を防ぐため、火気の使用は指定場所以外禁止。
- ・施設等は大切に使ってください。落書きは犯罪（器物損壊）です。
- ・野生動物に餌を与えないで下さい。
- ・安全運転に心がけてください。人身事故だけではなく、野生動物の生存を脅かします。
- ・喫煙は決められた場所でお願いいたします。喫煙は、他の人の迷惑になり火事の原因となります。
- ・騒音・音楽等の禁止。動植物への生態系のバランス崩壊だけではなく、地域で生活する人が困るような行為は禁止します
- ・華美な装飾の車両、看板、のぼり等は景観を損ないますので、禁止いたします。
看板の設置はテラススペースのみで、遊歩道への設置は禁止とします。

- ② 車両の出入について、清津峡渓谷トンネル営業時間（8：00～17：00）外とする。
連日出店の際は、清津峡渓谷トンネル営業終了後、速やかに車両を移動ください。
なお、材料や商品の搬入等で営業時間中に車両を使用する際は、エントランス施設裏の従業員専用駐車場を利用してください。
- ③ 出店スペースは、最大2区画（最大軽車両2台またはタープテント2張り）までとします。
位置については、石垣側に設営としエントランス内からの景観を損なわないようすること。
また、エントランス施設「ペリスコープ（潜望鏡）」は、「大地の芸術祭」の作品であり、華美な装飾な車両・看板・のぼり等は、作品のイメージを損なう可能性がございますので、十分にご配慮下さい。
テラススペースには、パラソル・イス・テーブルが3セットの設置があり、搬入の際は破損しないよう十分に気をつけください。

- ※1. 軽車両は軽トラックまたは軽ワンボックス。タープテントはフリーマーケット方式を含みます。
- ※2. 遊歩道を通行しますので、軽車両サイズ以上のキッチンカーは進入できません。
タープテントサイズは、出店状況にもよるため当社にご相談ください。
- ※3. 飲食スペースは、テラススペースのみとなり、エントランス内の持ち込みはできません。
- ④ 申込者が複数の場合は、以下の基準もとに決定いたし、先着順とはしません。
1. 越後妻有（十日町市・津南町）の魅力をPRできること。
 2. 日頃できない体験や、清津峡でなければ購入できない商品販売をできること。
 3. 当社が申込者側に依頼を行った場合

⑤ 出店内容カテゴリー（範囲・部門）について

清津峡渓谷トンネル周辺には、清津館様、笹小舎様、渓谷様、清津峡観光案内所様、エントランス施設カフェ・売店がございます。同等の商品販売・提供は、観光に訪れたお客様への混乱を招く場合がございますので、ご遠慮ください。

⑥ 電気、水道について

電気は、エントランス外部コンセント 100V 15A、合計 1500W の使用が可能です。

なお、複数の出店時は、出店者同士で使用量をご確認いただき、容量を超えることがなきよう留意して使用ください。

水道については、エントランス施設外部に飲料水ようのものがないため持ち込みを基本とします。

⑦ 食品衛生法に基づく営業許可が必要なものは、予め申込者側で必ず保健所の許可を受けてください。また、食品販売時に必要な表示（名称・原材料・添加物・アレルゲン・消費期限または賞味期限・製造者等）は確実に行ってください。その他、申込者の営業に必要な許認可（酒類販売）は、申込者側で対応を行ってください。

※申込者側の商品（飲食物など）は、エントランス施設内ではお召し上がりできないことをお客様にご案内ください。

⑧ 利用場所での盗難や破損、事故、販売商品による食中毒などが発生した場合は、申込者側の責任で速やかに対応し、当社に報告してください。

⑨ 出店者側に起因する事故やトラブル等について、当社は一切の責任を負いません。

⑩ 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的・要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに類する行為を行う者、団体は申込・出店できません。

⑪ 申込者は、出店申込書、反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書を提出ください。

⑫ 出店場所及びその周辺は、申込者側が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については、責任を持って回収し持ち帰っていただき、常に清潔に保ってください。

⑬ 宗教上の勧誘や布教、寄付勧誘行為を禁止いたします。

2. 申込後の出店中止について

清津峡渓谷周辺は、天候が崩れる前には強風となります。天候不良、悪天候による出店中止は申込者側でご判断ください。中止する場合は必ず、清津峡渓谷トンネル管理事務所までご連絡ください。なお、出店後の出店料の返金はいたしません。

3. 出店料について

- ① 翌月分の出店申し込み後、出店日にその都度出店料をお支払いください。
- ② 出店料、一日当たり 1,500 円（税込）をお支払いください。
- ③ エントランス施設 1 階カフェでお支払いください。なお、お支払方法は現金のみとなります。
一か月分をまとめてのご精算（先払いまたは後払い）、振り込み、請求書払いなどは、対応しておりません。

4. 出店の取消と個人情報について

- ① 出店条件を遵守しない場合は、出店を取り止めていただきます。
- ② 無断出店キャンセルをした場合、以後の出店を認めない場合があります。
- ③ 申込時にいただいた個人情報は、厳重に保管させていただき、本目的以外には使用いたしません。
- ④ 購入者より当社あてに申込者に関する問い合わせがあった場合は、連絡先を購入者側へお伝えいたします。その際は、事前に申込者に連絡させていただきます。
- ⑤ 清津峡渓谷トンネル及びエントランス施設につきましては、「大地の芸術祭」の作品であり、作品を撮影し、画像を使用する際は、クレジット表記が必要となります。なお、これに係る著作権等の対応は各申込者で行ってください。

5. 清津峡公式ホームページへの出店日掲載について

- ① 翌月分の出店申し込み後に、清津峡公式ホームページへ掲載させていただきます。
- ② 掲載料、月額 500 円（税込）を、月初めの出店日に出店料とは別にお支払いください。
なお、掲載料は必須となります。

6. 出店お申込みについて、

「キッチンカー（移動販売を含む）による飲食品販売サービス出店規約に同意いただき、毎月 15 日までに以下の書類を提出ください。

【提出いただく書類】

- ・エントランス出店申請書、反社会的勢力ではない同意書
(清津峡渓谷トンネル管理事務所で、お渡ししております。)
- ・出店希望日が分かるもの

2023 年 3 月 26 日作成

2024 年 6 月 25 日改定

2025 年 10 月 14 日改定